



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*2 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾空港振興課)	1
○ 告示		
110 特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)	3
111 〃	(〃)	3
112 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(〃)	4
113 救急診療所の認定	(医務課)	4
114 大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)	4
115 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	(〃)	6
116 保安林の指定の解除	(森林整備課)	6
117 保安予定森林	(〃)	7
118 保安林の指定施業要件変更予定	(〃)	7
119 保安林の指定施業要件の変更	(〃)	8
120 〃	(〃)	8
121 〃	(〃)	8
122 電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路保全課)	9
123 〃	(〃)	9
124 〃	(〃)	9
125 〃	(〃)	10
126 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正	(会計課)	10
○ 訓令		
*1 和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	(管財課)	10
○ 監査公表		
監査公表第1号		19
監査公表第2号		20
監査公表第3号		23

規 則

和歌山県規則第2号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(指定管理を行う港湾施設)
第8条 条例第11条の規定により指定管理者に管理を行わせる港湾施設(以下「指定港湾施設」という。)は、次のとおりとする。

港名	管理を行わせる港湾施設
略	
日置港	小型船泊地、-2.5m物揚場(1)、-2.5m物揚場(2)、日置小型船舶係留施設
略	

別表第1(第7条関係)

港湾名	施設名	場所	水深(メートル)	延長(メートル)	平方メートル当たり負重量(トン)
略					
日置港	物揚場(1)(マイナス2.5メートル)	西牟婁郡白浜町日置地先	2.5	189.0	1.0
	物揚場(2)(マイナス2.5メートル)	//	2.5	191.0	1.0
	日置小型船舶係留施設	//	2.5	250.0	1.0
略	略	略	略	略	略

別表第2(第13条関係)

区分	級	港湾名	施設名	場所
略	略			
浮棧橋方式以外の方式によるもの	略			
	4級	略	略	略
		由良港	略	
	日置港	日置小型船舶係留施設	西牟婁郡白浜町日置地先	

改正前

(指定管理を行う港湾施設)
第8条 条例第11条の規定により指定管理者に管理を行わせる港湾施設(以下「指定港湾施設」という。)は、次のとおりとする。

港名	管理を行わせる港湾施設
略	
日置港	-2.5m物揚場、小型船泊地
略	

別表第1(第7条関係)

港湾名	施設名	場所	水深(メートル)	延長(メートル)	平方メートル当たり負重量(トン)
略					
日置港	物揚場(マイナス2.5メートル)	西牟婁郡白浜町日置地先	2.5	560.0	1.0
略	略	略	略	略	略

別表第2(第13条関係)

区分	級	港湾名	施設名	場所
略	略			
浮棧橋方式以外の方式によるもの	略			
	4級	略	略	略
		由良港	略	

略

略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第110号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年2月18日まで縦覧に供する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和3年1月18日

2 名称

特定非営利活動法人水源を守ろう

3 代表者の氏名

寺下友紀子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市狐島615-166

5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の和歌山県民に対して、自然環境の保護に関する事業を行い、安全な水の確保に寄与するとともに、未来を支える子どもたちに自然環境を繋ぐことを目的とする。

和歌山県告示第111号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年2月26日まで縦覧に供する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和3年1月26日

2 名称

特定非営利活動法人古座川無限大

3 代表者の氏名

橋本尚視

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡古座川町高池623番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、Iターン者、Uターン者等、地方で暮らし、生活することを希望する都市生活者が、農山村・漁村で就業あるいは定住をして滞在することに対して、必要な情報の提供、支援に関する諸事業

を行い、過疎、高齢化で悩む地域に、生産者人口の増加を図り、地場産業の後継者づくりを行い、消滅集落からの脱却や延命を目指して、地域社会に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第112号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年3月1日まで縦覧に供する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和3年1月27日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山盲ろう者友の会

3 代表者の氏名

小杉純弘

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市美園町五丁目5番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、盲ろう者の自立と社会参加促進に関する事業を行い、盲ろう者およびその家族、通訳・介助者、支援者が共に歩むことを目的とする。

和歌山県告示第113号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 辻秀輝整形外科

2 所在地 海南市名高178-1

3 有効期限 令和6年2月3日

和歌山県告示第114号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

下万呂ショッピングセンター
和歌山県田辺市下万呂573番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

丸長商事株式会社
代表取締役 柴田哲男
和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 下万呂 (A&D) ショッピングセンター

(変更後) 下万呂ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 丸長商事株式会社
代表取締役 柴田隆至
和歌山県田辺市下万呂573番地

(変更後) 丸長商事株式会社
代表取締役 柴田哲男
和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 紀南農業協同組合
代表理事組合長 虎伏彰
和歌山県田辺市湊1384番地
有限会社ダイナミック
代表取締役 鎌倉正明
和歌山県田辺市湊1371の7

(変更後) 紀南農業協同組合
代表理事組合長 山本治夫
和歌山県田辺市朝日ヶ丘24番17号
有限会社ダイナミック
代表取締役 鎌倉正明
和歌山県田辺市高雄三丁目6番1号

4 変更年月日

(1) 令和2年12月25日

(2) 代表者 令和元年10月31日
住所 平成12年12月1日

(3) 紀南農業協同組合
代表者 令和元年6月29日
住所 平成12年6月1日
有限会社ダイナミック
住所 平成22年11月8日

5 変更する理由

- (1) 店舗名称の変更のため
- (2) 設置者の代表者及び住所の変更のため
- (3) 紀南農業協同組合

代表者 小売業者の代表者の変更のため

住所 届出内容に誤りがあったため

有限会社ダイナミック

住所 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施のため

6 届出年月日

令和2年12月25日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年2月5日から同年6月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コメリパワー新宮店

和歌山県新宮市佐野字久保771番1ほか

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1182号

3 意見の概要

- (1) 騒音・振動防止対策及び周辺環境へ適正な配慮をすること。
- (2) 排出される廃棄物等に係る保管、運搬処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮をすること。
- (3) 廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関する法令、市条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮して適切に対応すること。
- (4) 事業開始後、当該店舗への来客の自動車等により、周辺市道の交通量がこれまでと比して、大幅に増加し、混雑することが予想されるため、駐車場の出入口等来客の誘導又は交通安全上必要である箇所については、適切な措置を講じること。
- (5) 地元での雇用体系について協議、確認すること。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘2丁目4-8）

新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年2月5日から同年3月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡由良町大字小引字田子谷557の8、557の9、574（次の図に示す部分に限る。）、577の2、577の3
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第117号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字宮ノ下178・185の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第118号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第122号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 371号

区 間	延 長 メートル	指定の部分
橋本市市脇五丁目105番1地先から同市市脇四丁目219番5地先まで	260.00	上下線

和歌山県告示第123号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 粉河加太線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
和歌山市西庄字早房385番1地先から同市加太字南坂田819番2地先まで	2,800.00	上下線

和歌山県告示第124号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山海南線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
和歌山市北中島一丁目126番13地先から同市小雑賀字東浜畑603番2地先まで	1,500.00	上下線

和歌山県告示第125号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 鳴神木広線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
和歌山市鳴神字砂子1013番1地先から同市太田一丁目1番1地先まで	1,230.00	上下線

和歌山県告示第126号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、令和3年2月12日から施行する。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3 収納代理金融機関の表中

「三井住友信託銀行株式会社	同上	を
三菱UFJ信託銀行株式会社	同上	
「三井住友信託銀行株式会社	同上	に改める。

訓 令

和歌山県訓令第1号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員住宅管理規程（昭和41年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用者の決定) 第 8 条 略 2 管理機関の長は、前項により使用者を決定したときは、その者に別記第 3 号様式による<u>職員住宅使用許可書を交付するものとする。</u></p> <p>(自動車保管場所の使用) 第 21 条 略 2 略 3 管理機関の長は、前項により貸与を決定したときは、その者に別記第 7 号様式による<u>職員住宅に係る自動車保管場所貸与承認書を交付するものとする。</u> 4・5 略</p>	<p>(使用者の決定) 第 8 条 略 2 管理機関の長は、前項により使用者を決定したときは、その者に別記第 3 号様式による<u>職員住宅使用許可書を、当該所属長を經由して交付するものとする。</u></p> <p>(自動車保管場所の使用) 第 21 条 略 2 略 3 管理機関の長は、前項により貸与を決定したときは、別記第 7 号様式による<u>職員住宅に係る自動車保管場所貸与承認書を当該所属長を經由して交付するものとする。</u> 4・5 略</p>

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第7条関係)

年 月 日

(管理機関の長) 様

所属名
職氏名
(職員番号)

職 員 住 宅 使 用 申 請 書

職員住宅を使用したいので許可を申請します。

記

- 1 希望住宅名
第1希望 第2希望
第3希望
- 2 申請理由(具体的かつ詳細に記載すること。)
- 3 現在の住所・電話番号
住所:
電話番号(自宅・携帯):
(所 属):
- 4 家族構成(同居する者について記載すること。)

氏 名	続 柄	職 業	備 考

受 付 日	鍵 引 渡 日

別記第2号様式（第7条関係）

（管理機関の長）様

入居誓約書

この度、私は職員住宅に入居するに当たり、和歌山県職員住宅管理規程（昭和41年和歌山県訓令第1号）について遵守することを、誓約いたします。

年 月 日

所属：

氏名：

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第18条関係)

年 月 日

(管理機関の長) 様

所属名

職氏名

(職員番号)

電話番号

(自宅・携帯) :

(所 属) :

職 員 住 宅 退 去 届

年 月 日 職員住宅(番号)を退去しますのでお
届けします。

※ 退去日の1週間前までに、必要事項を記入の上、この用紙を提出願います。
なお、人事異動時等は、この限りではありません。

受 付 日	鍵 受 領 日

別記第6号様式(第21条関係)

職員住宅に係る自動車保管場所貸与申請書

年 月 日

(管理機関の長) 様

現住所

所 属

職氏名

(職員番号)

下記の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め、職員住宅の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

記

自動車の車名		自動車登録番号	
自動車の所有者	(氏名)	(被貸与者との続柄)	
自動車の使用者	(氏名)	(被貸与者との続柄)	
貸与職員住宅名		住宅部屋番号	

- ※ 当該保管場所の貸与を受けようとする自動車の車検証から転記すること。
- ※ 職員住宅の被貸与者は、原則として自動車の所有者又は使用者と同一人であること。
ただし、自動車の所有者及び使用者が被貸与者と異なる場合(当該自動車の所有者及び使用者が当該被貸与者と同居している場合に限る。)は、自動車の所有者欄及び自動車の使用者欄に被貸与者との続柄を記載すること。
- ※ 貸与を受けようとする保管場所の位置図を添付すること。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第21条関係)

自動車保管場所貸与申請事項変更届出書

年 月 日

(管理機関の長) 様

住宅名
部屋番号
所 属
職 氏 名
(職員番号)

自動車保管場所貸与申請に記載した事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

- 1 自動車保管場所
別図のとおり
- 2 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
自 動 車 の 車 名		
自 動 車 登 録 番 号		
自 動 車 の 所 有 者	(氏名) (被貸与者との続柄)	(氏名) (被貸与者との続柄)
自 動 車 の 使 用 者	(氏名) (被貸与者との続柄)	(氏名) (被貸与者との続柄)

※ 当該保管場所の貸与を受けようとする自動車の車検証から転記すること。

※ 職員住宅の被貸与者は、原則として自動車の所有者又は使用者と同一人であること。
ただし、自動車の所有者及び使用者が被貸与者と異なる場合(当該自動車の所有者及び使用者が当該被貸与者と同居している場合に限る。)は、自動車の所有者欄及び自動車の使用者欄に被貸与者との続柄を記載すること。

附 則

この訓令は、令和3年3月1日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月5日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	令和2年11月19日
日高振興局	〃
和歌山県立日高高等学校附属中学校・和歌山県立日高高等学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

(ア) 通信運搬費及び手数料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 庁舎喫煙所撤去業務委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったの
 で、適正に処理されたい。

(ウ) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 県税に係る現金等出納簿において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理され
 たい。

(オ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局農林水産振興部

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 使用料及び賃借料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局建設部

(ア) 廃川敷地については、令和元年度末で1件が未処理となっている。

今後、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(イ) 河川災害復旧助成工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立南部高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第2号

令和2年8月28日付け監査報告第4号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月5日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 和歌山県環境衛生研究センター

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知に基づき、適正な物品管理及び保管を行うよう、関係職員に周知徹底した。

2 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 焼却炉温度調節計等修繕について、契約額の変更の決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う契約額の増加について、支出負担行為の増額変更は行ったものの、契約額変更の決裁を失念していたことによるものであり、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。

3 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、令和元年度中に適正に事務処理を行った。今後はこのようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県立博物館

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>つり銭資金の保管状況の確認に関する事務について、つり銭を保管する出納員が行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、つり銭資金の保管状況の確認は、出納員ではなく所属長が行うということを関係職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 収入調定において、調定期を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 会計事務に関する認識不足に起因するものであることから、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 予備監査終了後速やかに出納簿を作成し是正した。今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 予備監査終了後速やかに年度更生を行い、是正した。今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立和歌山北高等学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品調達伺において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 自家用電気工作物保安管理業務委託契約に係る簡易公開調達について、決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立和歌山東高等学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 役務費手数料の単価契約に係る決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 車椅子用階段昇降車点検業務に係る役務費手数料の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。また、合議の有無をその都度複数の職員で確認し、適正に事務処理を行うこととした。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。また、合議の有無をその都度複数の職員で確認し適正に事務処理を行うこととした。</p>

(3) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 不適合箇所については、既に改善を完了した。今後、不適合箇所が発生した場合は、速やかに対応することとした。

8 和歌山県立きのくに青雲高等学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 許可権限のない教育財産の使用を許可していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 許可権限のある高校に事情説明を行い、現在は当該校により使用許可済である。今後このようなことのないよう、使用申請があった場合は施設台帳の確認を徹底するよう、関係職員に周知した。</p>

9 和歌山県立和歌山盲学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 住居手当の支給において、認定額が誤っている事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (4) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 車両管理者等確認印欄に押印がなされていなかった。 イ 使用日が記載されていなかった。 ウ 使用終了時間が記載されていなかった。</p>	<p>注意事項 (1) 過誤払された手当は戻入手続を行った。今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 不適合箇所は予備監査終了後、役務公開調達による手続を行い、修繕業務契約を締結した。 今後、設備点検で指摘を受けた場合は、当該指摘を受けた箇所の修繕に向けての措置を速やかに行うよう努める。 (3) 物品調達に関しては、細心の注意を払い再発防止に努めるよう関係職員に周知徹底した。また、複数の職員で確認するようチェック体制を強化した。 (4) 自動車等使用台帳について、次のように事務処理の適正化を図った。 ア 事務処理に遺漏のないよう確認を徹底し、再発防止に努めるよう指導した。今後このようなことのないよう、適正な事務処理に努めることとした。 イ 記載漏れ箇所については、関係書類と照合のうえ修正した。今後このようなことのないよう、関係職員に公文書の取扱いについて周知徹底した。 ウ 記載漏れ箇所については、関係書類と照合のうえ修正した。今後このようなことのないよう、関係職員に公文書の取扱いについて周知徹底した。</p>

10 和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 理容科の実習実施に伴う収入において、収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）により調定していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 事後調定時の事務処理について関係職員に周知徹底した。今後は収入調定票のデータ出力漏れがないよう、複数人で未印刷の出力データがないかにつき確認を行うこととした。</p>

11 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 四半期ごとの検印を行っていなかった。</p> <p>イ 受払ごとの検印を行っていなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」の遵守を関係職員に周知徹底した。今後は備品の現在高と物品管理簿に相違が生じることのないよう、適正な備品管理に努めることとした。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿の適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。今後このようなことのないよう、適正な会計事務に努めることとした。</p>
--	--

12 和歌山県和歌山北警察署

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>交通事故防止に関する文書資料等に基づき具体的な指示及び教養を行うとともに、運転訓練等を実施するなどして交通事故防止に努めることとした。</p>

和歌山県監査公表第3号

令和2年9月2日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月5日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 委託料、光熱水費の支出において、履行確認が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出事務における履行確認の徹底を関係職員に周知するとともに、審査体制の見直しを行った。</p> <p>(2) 「備品の現在高と現物との照合」の結果、現物確認できなかった備品について、不用決定等必要の手続を行った。併せて、和歌山県立こころの医療センター財務規程（昭和53年和歌山県規則第77号）及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に則った適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

2 和歌山県流域下水道事業会計

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>パフォーマンスチャージ料の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(1) 履行確認を実施していなかった。</p> <p>(2) 日付の記載のない請求書を受領し、收受印の押印も行っていない。</p>	<p>注意事項</p> <p>会計事務の手引き等を参考に課内職員の研修を実施するとともに、不適切な事例が起りやすい項目についてのチェックリストを作成し、出納事務の際に確認を行うよう、事務の改善を図った。今後このようなことのないよう、適正な事務処理に努める。</p>